

(別表)

交通事故を起こした職員の懲戒処分等の基準

(令和7年8月7日適用)

事犯 事由		相手方死亡	相手方重傷	相手方軽傷 又は物損	自損のみ	違反のみ
飲酒運転	酒酔い	免職	免職	免職	免職	免職
	酒気帯び	過去に飲酒運転で処分を受けた者	免職	免職	免職	免職
		上記以外の者	免職 停職	免職 停職	免職 停職	免職 停職
	飲酒運転を知らずながら同乗した者		免職 停職	停職 減給	減給 戒告	減給 戒告
	飲酒を勧め、かつ、飲酒運転を制止しなかった者		免職 停職 減給	減給 戒告	戒告	戒告
無免許		免職	免職 停職	停職	減給	減給 戒告
ひき逃げ 〔 当て逃げ 〕		免職	免職	免職 停職 減給		
速度違反	50km/h 以上		免職	免職	免職 停職	減給 戒告
	30km/h 以上		免職	免職 停職	減給 戒告	戒告 訓告
上記以外の事故		免職 停職 減給	免職 停職 減給	減給 戒告 訓告 注意		

※道路交通法上の車両等（自動車、原動機付自転車、自転車が含まれる）を運転した場合が対象

※ 訓告＝「厳重書面訓告」「書面訓告」「口頭訓告」、注意＝「所属長注意」